

貸金庫規定

令和2年4月1日現在

1.（格納品の範囲）

（1）貸金庫には、次の掲げるものを格納する事ができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

（2）当金庫は、前項各号に掲げるものについても相当の理由があるときは、格納をおことわりすることがあります。

2.（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する9月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3.（使用料）

（1）貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率より1年分を前払いするものとし、毎年10月1日に借主が指定した預金口座から通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から最初に到来する9月末までの月割計算によりお支払ください。

（2）使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

（3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4.（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ封印し、当金庫が保管します。

5.（貸金庫の開閉等）

（1）貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。

なお、利用終了後は必ず施錠を確認してください。

（2）開庫にあたっては、当金庫所定の書類に届出の印章により記名押印して提出してください。

なお、開庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

（3）格納品の出し入れは当金庫所定の場所で行ってください。

6.（届出事項の変更等）

（1）印章を喪失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、正鍵を喪失したとき、もしくは毀損したときも同様とします。

（2）届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものと同みなします。

7.（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

（1）印章もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

（2）正鍵を喪失した場合、または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用をお支払いいただきます。

なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

8.（印鑑照合等）

貸金庫開閉依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱をしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、使用される鍵について、当金庫は確認する義務を負いません。

9.（損害の負担等）

（1）災害、事変その他の不可抗力の事由、または当金庫の責めによらない事由により貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。

このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（2）前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

（3）借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由、または格納品の変質等により当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

10.（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

11.（解約等）

（1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。

この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡ししてください。

なお、正鍵、または届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

（2）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 借主が利用料を支払わないとき

② 借主について相続の開始があったとき

③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由、または格納品の変質等により当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

（3）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。

① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

（4）前3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いいただきます。

この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当するとともに、不足額が生じたときは直ちにお支払いください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

（5）第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会を求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

（6）使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われなときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。

この場合、不足額が生じたときは当金庫からの請求がありしだいお支払い願います。

12.（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

13.（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し、臨機の処置をすることができるものとします。

このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14.（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

15.（規定の変更）

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者へ通知することにより、この規定を変更できるものとします。

以上

岡崎信用金庫